

## 第3回こどもデータ連携ガイドライン検討会

### 議事概要

- 日時 令和5年7月27日（水）10:30～11:45
- 場所 オンライン開催
- 出席者（50音順、敬称略）
  - 主査：新保幸男
  - 委員：石井夏生利、倉石哲也、西内啓、能島裕介、野戸史樹、李炯植
- 議題
  1. ガイドライン構成案についての議論
  2. 本会議における方針について
- 議事概要
  1. ガイドライン構成案についての議論

ガイドライン構成案について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

    - ・ 他の地方公共団体の既存の取組と重複すると考える。虐待対応について先進的に取り組んでいる地方公共団体から自分たちの取組と異なる取組方針が提示されることに対し、混乱が生じ得るため、取組の位置づけを明確にしていきたい。
    - ・ 5章「個人情報の取扱い」等にて法的な解釈や専門的な記載を簡素化する方針に異論はないが、個人情報保護のために対応する必要がある事項をフローにて記載する必要がある。
    - ・ プライバシー保護の論点でガバナンスやPIAの手順を記載する必要がある。
    - ・ 委託先の情報管理が適切になされるために、契約書を結ぶ他に、適切に管理されていることを確認できる指標をガイドラインに記載するか否か検討いただきたい。
    - ・ 本実証事業は、親とこどもで利益が対立するケースが発生するリスクがある。情報利用を停止したいという親からの申し出を受け入れる場合、支援が必要なこどもに対して支援ができなくなることから、本事業の目的と異なってしまうため、どのような対応を行うべきか検討する必要がある。利用停止請求があった場合でも、全体的な方針として親とこどもの利益が相反する場面を想定し、基本的な方針を示すと地方公共団体が参考にできるため検討いただきたい。
    - ・ 委託先をうまく管理できていないケースを耳にすることがあるため、実状として契約通りに

個人情報の取り扱いをしているか定期的に確認するプロセスを地方公共団体が実証事業のプロセスに組み込む必要がある。個人情報を取り扱いについて確認する工程を最低限 1 年に 1 回行う等、定期的実施すべきである。

- ・ データベースを活用して支援を届ける際に、会議体同士の整合性や整理の対応方針についても重要な論点だと考えている。新しくデータベースを活用し支援する目的の会議体が設置されると、同じような内容を話す会議体が地方公共団体内で乱立し、会議体が多くなり情報連携が困難になるという現象が現場で発生しているため、情報整理の方針についてガイドラインに記載するか否か議論が必要である。
- ・ 困難を抱える支援者に対して、誰が支援実施者となり、支援を届けるのかを検討する工程に困難な印象がある。データ上で、こどもの困難を把握できていたとしても、打ち手がなため見守っているだけのケースが非常に多い。こうしたこどもに対して、支援が可能であるという旨を地方公共団体の職員に示さない限り、データが活用されない恐れがある。
- ・ 本来同じデータベースにアクセスできるシステム構成となっているにも関わらず、閲覧場所の制限によりスクールソーシャルワーカーのデータ閲覧が非効率化しているという課題がある。そのため、データ活用、特にデータの共有方法やその範囲について検討が必要である。
- ・ 9 章「事業効果評価、分析」において、効果検証の方法についてガイドラインにて示すことができれば、地方公共団体が効果検証に取り組む際に参考になるため記載を検討いただきたい。
- ・ 情報連携時には、情報連携先の NPO 等に対して、個人情報の取り扱い状況や不安に思う情報連携先がないか調査するとともに、医療機関に加えて、民間団体等と幅広く情報共有していき強固な情報管理体制を構築する必要がある。
- ・ 要支援児童であれば情報を収集して、アセスメントしているが、今回の基本連携データ項目の活用は、全てのこどもから積極的に支援が必要なこどもを見つけ出す点がこれまでと異なると認識している。現状では、こどもが生活保護を受給していたとしても、生活保護の担当課が自らこどもの状況を必ず確認しているわけではない。データの活用方法の検討やこどもの状況の確認方法について議論が必要である。
- ・ 「基本連携データ項目」の「生活保護の受給の有無」について、生活保護を受けていればリスクが高いのか疑問に思う。「生活保護よりも水道料金の未納が続いていないか」、といった項目の方が、リスクの把握という観点では意義があると考ええる。

## 2. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。